

東京工業高等専門学校産業技術センター実験室等学外者利用要項

平成24年3月28日
総合教育支援センター長裁定
一部改正 平成24年7月6日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京工業高等専門学校産業技術センター利用細則第3条第3項の規定に基づき、学外者の東京工業高等専門学校産業技術センター（以下「センター」という。）の実験室等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可等)

第2条 センター長は、センターの利用計画その他を勘案して、学外者のセンター利用について、不動産管理役と協議の上、募集を行う。

2 センター長は、総合教育支援センター運営委員会の議を経て、利用の可否を決定する。

3 現に利用を許可されているものが、継続して実験室等の利用を願い出たときは、優先して利用を許可することができる。

(利用期間)

第3条 実験室等の利用期間は、原則1年間とする。

2 前項の期間の延長は、原則2年（2回）を限度とし、通算して3年を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、通算して3年の利用期間の終期が年度の途中である場合には、本校と利用者の実施する事業の継続性、必要性を勘案し、必要と認めるときは、校務執行会議の議を経て、当該利用期間の終期の属する年度の末日まで利用期間を延長することができる。

(貸付料の納入方法等)

第4条 貸付料の納入は、半期ごとに、本校出納命令役の発する請求書により指定期日までに振込みにより納入するものとする。

2 指定期日まで貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 一旦納入された貸付料は原則として返還しないものとする。

(原状回復)

第5条 センター長は、利用期間が満了したときは、利用者の負担で、利用期間満了日までに当該実験室等を原状回復のうえ返還させなければならない。

2 センター長は、利用許可を取り消したときは、利用者の負担で、2週間以内に当該実験室等を原状回復のうえ返還させなければならない。

3 センター長は、利用許可時における実験室等の確認を、利用者立ち会いのもと実施し、写真撮影その他の方法により、原状回復が確実に履行されるために必要な措置を講じなければならない。

4 センター長は、第1項及び第2項で規定した原状回復がなされずに返還された場合には、自ら原状回復を行い、これに要した経費を利用者に負担させるものとする。

(利用条件)

第6条 センター長は、次の条件を付して利用を許可する。

- 一 この要項に定めるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構の関連規則及び東京工業高等専門学校に関連規則を遵守すること。
- 二 実験室等は許可された利用目的の範囲内で利用すること。
- 三 実験室等は本校の事務又は事業に支障のない範囲で利用すること。
- 四 騒音等に配慮すると共に学校行事に協力すること。入試日等利用を認めないことがある。
- 五 施設は善良な管理者の注意をもって維持保存すること。
- 六 光熱水費・通信費及び施設の維持保存のため通常必要とする修繕費その他は、利用者の負担とすること。
- 七 施設を利用する権利を第3者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- 八 施設の改修等を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に承認を得ること。
- 九 利用者が関連する規定等に反する場合は利用許可を取り消すことがある。この場合、既納の貸付料は返還しない。
- 十 施設を常時利用する者は事前に届け出ること。
- 十一 常時利用する者には利用許可書を発行するので、学内では常に携帯すること。
- 十二 来客その他一時的に利用する者は守衛室又は総務課窓口で入構の手続きをおこなうこと。
- 十三 インターネット回線、電話回線（光電話）は利用者の負担で敷設することができる。
- 十四 施設のカギを貸与するので厳重に管理し、複製はしないこと。
- 十五 使用時間は平日の8時30分から17時とし、これ以外の時間に使用する場合は、事前に届け出ること。
- 十六 その他実験室等の利用に関しては、センター長の指示に従うこと。

附 則（平成24年3月28日制定）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京工業高等専門学校産業技術センター実験室学外者利用要領（平成21年5月12日付け総合教育支援センター長裁定）は、廃止する。

附 則（平成24年7月6日一部改正）

この要項は、平成24年7月6日から施行し、平成24年7月1日から適用する。